中山間地域対策プロジェクトチーム設置要領

（目的）

第１条　庁内関係部局の情報共有と連携を図り、中山間地域の状況分析を踏まえた総合的・一体的な中山間地域対策を推進するため、中山間地域対策推進会議のもとに中山間地域対策プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条　プロジェクトチームは、総合的・一体的な中山間地域対策を推進するため以下の事項を所掌する。

（１）中山間地域の情報収集と分析

（２）中山間地域の各市町村への支援、施策提案の検討

（３）部局連携による中山間地域対策の検討

（４）中山間地域対策推進会議への状況報告

（組織）

第3条　プロジェクトチームは、別表1に掲げる者をもって組織する。

２　プロジェクトチームの座長はしまね暮らし推進課長をもって充てる。

３　プロジェクトチームは、座長が召集し、主宰する。

４　プロジェクトチームには、必要に応じてその他関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（事務局）

第4条　プロジェクトチームの事務局は、地域振興部しまね暮らし推進課に置く。

（開催時期）

第5条　プロジェクトチームは、概ね毎月１回の開催とするが、座長が必要と認める場合は複数回開催することができるものとする。

（設置期間）

第6条　プロジェクトチームの設置期間は、平成２４年４月１日から平成２５年３月３１日までとする。

（その他）

第7条　この要領に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営等に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。